

---

■18歳から親の同意なしで契約可能に！クレジットカードの使い方を考えよう！

---

クレジットカードはキャッシュレスで決済が可能なツールの一つです。便利な半面、支払方法を確認せずに使用すると想定外の手数料を請求されることや、利用明細を確認しないと支払残高が高額になっていることに気付かないことがあります。現金がなくても買い物ができるのは、消費者が約束通りに支払ってくれることを「信用」してクレジット会社が代金を立て替えているからです。支払いを延滞すると個人信用情報機関に記録が残り、将来不利益を被る恐れがあります。

全国の消費生活センター等には、以下のような相談が寄せられています。

<相談事例>

【事例1】

限度額いっぱい買い物したら、支払えなくなった

【事例2】

リボ払いを選択したら、支払残高が高額になっていた

【事例3】

もうけ話の契約で事業者からクレジットカードを作るよう指示された

<トラブル防止のポイント>

(1) 2022年4月より、18歳から一人でクレジットカードを申し込めるようになります

手元や口座にお金があっても買い物ができるという意味では借金をしていることと同じです。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解したうえで、適切な管理の下で利用しましょう。

(2) 延滞に注意！利用の際には、支払計画を立てて利用しよう

期限までに支払いができなくなると延滞となり、個人信用情報機関に延滞情報が登録されます。延滞を放置したり、繰り返すと、新規にクレジットカードを作ることができない等の不利益を受ける恐れがあります。クレジットカードを利用する際は計画的に利用しましょう。

(3) 手数料が発生する分割払い、リボ払いに注意！

「分割払い」「リボルビング払い」を選択した場合には所定の手数料がかかります。クレジットカードの中には、リボ払い専用のものや、最初から支払方法がリボ払いに設定されているものもありますので、クレジットカード申込時などには十分に確認し、意図しない支払方法とならないよう注意してください。

(4) カードの管理は適切に。利用明細は必ず確認！

暗証番号は他人に推測されない番号に設定し、カードを他人に貸与しない等適切に管理しましょう。不正利用の被害にすぐ気づくためにも、カードの利用明細は定期的に必ず確認する習慣をつけましょう。万が一、身に覚えのない請求があった際には、速やかにカード発行会社に連絡しましょう。

(5) 悪質事業者等から「クレジットカードで支払えばよい」とそそのかされても応じないで！

実態の分からない情報商材や副業などもうけ話のトラブルが増えています。「お金がない」と断っても、悪質事業者や知人から「クレジットカードを作ればよい」「稼ぎから支払える」等といった、クレジットカード決済を持ち掛けられトラブルに遭うケースがあります。クレジ

ットカードを作らせて支払わせるような事業者は信用しないでください。

(6) 2022年4月から『18歳で大人』に！

未成年者は、原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりません  
が、同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。

他方、大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。  
不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談を！

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp  
-----

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>  
-----

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>  
-----

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。  
-----

## 【消費生活に関するご相談は・・・】

### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

#### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

---

### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

# 18歳から大人に！ クレジットカードの使い方を考えよう！

## 【事例1】

成人すると簡単にインターネットでクレジットカードが作れるようになったので、クレジットカードを作ったが、限度額いっぱいまで買い物をしてしまい、支払いができなくなってしまった。

そのまま放置していたら督促状が届き、その返済のために借金をして返済不能になった。どうすればいいのか。

(20歳代 女性)



## 【事例2】

大学で使うパソコン購入のために作ったクレジットカードの利用明細を、1年以上経過した最近になって確認したら、支払残高が約30万円もあることに気付いた。

割引サービスのあるリボ払いを選択していたが、こんなに高額になっているとは思わず、どうすればいいのか。

(20歳代 男性)



【2022年4月から成年年齢が18歳に】

成年になると親の同意なしで (※)  
クレジットカードが作れるように

でも、  
クレジットカードを  
適切に利用できてこそ、**大人**です！

(※)カード発行会社によっては、親の同意を必要とする会社もあります。

## 👉 トラブルに遭わないためのポイント



- **延滞に注意！**  
利用の際には、支払計画を立てて利用しよう。
- 手数料が発生する**分割払い、リボ払いに注意！**
- **カードの管理は適切に。**利用明細は必ず確認！
- 悪質事業者から「クレジットカードで支払えばよい」とそそのかされても応じないで！